

2025年8月8日

大正区長 殿

いのちのとりで裁判(生活保護基準引下げ)大阪訴訟 原告団・弁護団
原告団共同代表 小寺 アイ子、新垣 敏夫 山内 一茂
弁護団長 弁護士 丹羽 雅雄
生活保護基準引下げ大阪訴訟を支援する会(引き下げアカン！大阪の会)
共同代表 木下秀雄(大阪市立大学名誉教授)、
矢部あづさ(大阪府歯科保険医協会副理事長)

要 請 書

最高裁判所第三小法廷は、本年6月27日、2013 年からの史上最大の生活保護基準引下げ(以下「本件引下げ」)の違法性を問う「いのちのとりで裁判」の大訴訟・愛知訴訟について、本件引下げの違法性を明確に認める原告勝訴の判決を言い渡しました。

本件引下げから 10 年以上が経過し、全国では原告の 2 割を超える 232 名が亡くなり、ここ大阪でも 53 名の原告のうち 13 名が亡くなっています。高齢者や障がい・傷病者が多い生活保護利用者の早期解決の願いは切実です。

貴市には、憲法第 25 条に定められた「健康で文化的な最低限度生活」を図る義務があること、地方自治法第 2 条の 2 により、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」役割があることからすれば、貴市においても、最高裁判決を真摯に受け止め、早期全面解決に向けた真剣な努力を行うべきです。

そこで、私たちは、御庁に対し、以下の諸事項を要請するものです。

御多忙中に恐縮ですが、要請に対する回答は可及的速やかに文書にてお願い致します。

第1 被害の回復

- 1 2013年改定前基準との差額保護費の遡及支給
- 2 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査と被害回復

第2 生活保護利用世帯の生活実態調査をふまえた国への要望と貴市独自の支援策の実施

第3 国に対する以下の再発防止策確立の要望

- 1 検証員会の設置による 2013 年改定に至る事実経過と原因の調査・解明
- 2 生活保護基準改定方法の適正化
- 3 権利性の明確な「生活保障法」の制定

第1 被害を回復すること

- 1 原告及び貴市におけるすべての生活保護利用者に対して、2013年改定前基準額に2014年度の消費増税に伴う増額調整をした基準額表に基づき、未払いの差額保護費を遡及して支給すること。それが困難であるというなら、かかる対応が可能となるよう国に対して強く要請すること。
- 2 ナショナル・ミニマムである生活扶助基準と連動する諸制度（就学援助など国が認めただけでも47制度）への貴市における影響を調査し、その被害回復を図ること

第2 生活保護利用世帯の生活実態調査をふまえた国への要望と貴市独自の支援策の実施

- 1 山梨県の取組みに倣い、生活保護利用世帯を対象とした生活実態調査を緊急に行い、国に対して、生活保護基準の大幅な引き上げや、夏季加算の創設など生活保護利用者の生活実態に合った保護費の支給などを求めること
- 2 上記実態調査を踏まえ、エアコン設置費用の助成や緊急食糧支援など貴市において採り得る生活困窮者支援策を講じること

第3 国に対し、以下の再発防止策を確立するよう求めること

- 1 再発防止のため、原告・弁護団等を委員に含む検証委員会を設置し、異例尽くしの2013年改定が行われるに至った具体的な事実経過と原因等について、徹底的な調査及び検証を実施するよう、国に求めること。
- 2 国に対し、以下のとおり、生活保護基準改定方法の適正化するよう求めること
 - ア 生活保護法8条2項に則り、「要保護者の年齢別等々の必要な事情」を考慮して「健康で文化的な最低限度の生活の需要」を定めること
 - イ 生活保護基準の改定にあたっては、改定内容の全体にわたり基準部会等の検証を経ることをルール化すること
 - ウ 基準部会委員に当事者・弁護士・支援者を入れること
 - エ 違法な基準改定を裁判で擁護した基準部会委員を選任しないこと
 - オ 2027年度の基準改定にあたっては、低所得者（第1・十分位）との比較によらない、最低生活に必要な需要を積み上げる方式による新たな検証手法により、生活扶助基準を大幅に引上げること
- 3 国において、実施機関の周知・広報、教示・助言義務や捕捉率の調査・向上義務などを明記した権利性の明確な「生活保障法」の制定をなすことを求めること

以上